

## 訪問看護ステーション梅名の里（指定介護予防訪問看護）運営規程

### （事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人静和会が設置する訪問看護ステーション梅名の里（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定介護予防訪問看護（以下「介護予防訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 ステーションは、介護予防訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

- 2 ステーションは、事業の運営にあたって、三島市の高齢者サービス調整チーム、在宅介護支援センター等を活用し、市及び他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### （事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の（老人）訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な介護予防訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、介護予防訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士又は作業療法士（以下「看護師等」という。）によってのみ介護予防訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

### （事業所の名称等）

第4条 介護予防訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション梅名の里
- (2) 所在地：三島市梅名 579 番地 8 号

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

(2) 訪問看護師 2.5名以上

介護予防訪問看護計画書及び報告書を作成し、介護予防訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者の社会福祉法人静和会職員就業規則に準じて定めるものとする。(但し、緊急の場合はこの限りではない。)

- (1) 営業日は通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 土曜日、日曜日、国民の祝日は必要に応じて営業するものとする。

(利用時間及び利用回数)

第7条 介護予防訪問看護の実施時間は、1日1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、2時間を越えないものとする。

- 2 利用者による介護予防訪問看護の利用回数は、1週3回を上限とする。但し、末期の悪性腫瘍及び厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、そのかぎりではない。また、利用者の急性増悪、末期がん以外の終末期等により、主治医から、一時的に週4日以上頻回の介護予防訪問看護が必要である旨、特別(老人)訪問看護指示書の交付をうけた場合はその交付日から14日以内は14日を限度として介護予防訪問看護ができる。

(介護予防訪問看護の提供方法)

第8条 介護予防訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し、介護予防訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから三島市医師会あるいは三島市高齢者サービス調整チームに調整等を求め、対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 ステーションの介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・散髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置

- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、痴呆性患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の交換・管理
- (8) その他医師の指示による診療の補助

(緊急時における対応方法)

第 10 条 看護師等は、介護予防訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師らは、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料・その他の費用の額)

第 11 条 ステーションは、次の各号に掲げる金額の支払いを、利用者から受けるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供(介護保険適用部分)を行った場合の利用料金は、原則として基本料金の 1 割とする。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担とする。

基本料金

	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
指定介護予防 訪問看護ステーション	302 単位	450 単位	792 単位	1,087 単位

- 緊急時看護加算 574 単位
- 特別管理加算 I 500 単位
- 特別管理加算 II 250 単位
- サービス提供体制強化加算 6 単位
- 看護体制強化加算 100 単位
- 長時間訪問看護加算 300 単位
- 複数名訪問加算 30 分未満 254 単位
- 30 分以上 402 単位
- 退院時共同指導加算 600 単位
- 初回加算 300 単位
- 基本料金は、所定の単位数に 10.21 円を乗じて得た額

- 基本料金に対して、早朝(午前6時～8時)、夜間(午後6時～10時)は25%加算  
深夜(午後10時～午前6時)は50%加算
- 准看護師が指定介護予防訪問看護を行ったときは、基本料金の90%で算定
- 交通費 通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問看護に要した交通費はその実費を徴収する。

(2) 医療保険による訪問看護の提供を行った場合の利用料金は次のとおりとする。

- 後期高齢者医療保険 1割又は3割の自己負担金額
- 健康保健該当保険の自己負担金額
- 交通費 1回の訪問看護につき300円 但し10Kmを超える地域の方は600円

(3) 利用者の選定に基づき提供される特別の介護予防訪問看護に係る差額費用

- ①営業日以外の日における介護予防訪問看護 1訪問につき4,000円

(4) 介護予防訪問看護の提供以外のサービスに要する費用

- ①保険適応外利用料 4,000円/30分
- ②おむつ代等日常生活に必要な物品の提供費用 実費
- ③介護予防訪問看護と連続して行われた死後の処置料 10,000円

2 ステーションは、介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関して説明を行い、その理解を得なければならない。

3 ステーションは、利用者から利用料の支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料について、個別の費用ごとに区別して記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第12条 ステーションの通常の事業実施地域は三島市、清水町、函南町、長泉町、伊豆の国市(旧葦山町地域)とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 虐待の発生又は再発を防止するため以下の措置を講じる。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し(テレビ電話装置等の活用を可能とする)その結果について従業員に周知徹底を図る。

- 2 虐待の防止のための指針を整備する
- 3 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 措置を適切に実施するための担当者を置く

(その他運営についての留意事項)

第14条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から3年間保管しなければならない。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人静和会が定めるものとする。

#### 附則

この規定は、平成11年10月1日から施行する。

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成15年6月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年11月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。